

令和元年度中小企業販路開拓助成金（下半期分）の 交付を希望する中小企業者（製造業）等を募集します

（公財）長野県中小企業振興センターでは、令和元年度の販路開拓助成金（下半期分）の交付申請について、次のとおり募集します。中小企業者の皆さん、この助成金を活用して、県外や海外で開催される展示会、見本市等に出展し、自社の技術・製品等の販路開拓を図ってください。

記

応募方法

今回の募集は、下半期（令和元年10月1日から令和2年2月29日の間）に開催される展示会、見本市等が対象です。

- 1 募集(受付)期間 令和元年8月27日（火）～ 令和元年9月24日（火）（**郵送必着**）
- 2 提出書類 中小企業販路開拓助成金事業計画書（交付申請書）及び添付書類
- 3 書類提出先 （公財）長野県中小企業振興センター マーケティング支援センター
- 4 助成金の交付決定 必要に応じてヒアリングを実施します。その後、内容を審査のうえ決定します。

(※)事業計画書（交付申請書）・要綱等は、当センターホームページ「ビーなび信州」からダウンロードできます。

<https://www.icon-nagano.or.jp/hanrokaitaku2019.docx>

助成金の概要

1 助成対象展示会、見本市等

以下に掲げる要件を備えているもの。ただし、開催目的が消費者への販売のみである場合には対象外となります。

- (1) 助成対象者の製品及び商品の販路開拓に資するものであること。
- (2) 長野県外（海外含む）で開催されるものであること。
- (3) 主催者及び共催者が（公財）長野県中小企業振興センター（以下「センター」という）、国又は地方公共団体以外の者であること。
- (4) センターまたは県市町村が共同出展者を募集する展示会、見本市等の場合においては、「長野県コーナー」又は「市町村コーナー」への出展でないこと。
- (5) 助成対象経費について他の行政機関、公的支援機関から助成を受けていないこと。

※対象となる展示会、見本市等は、

（下半期分）令和元年10月1日から令和2年2月29日の間に開催される展示会、見本市等になります。

※助成対象となる展示会、見本市等について、ご不明の場合は事前にお問い合わせください。

2 助成対象者

展示会、見本市等へ出展しようとする中小企業者（製造業）等であって、以下のいずれかに該当するもの。ただし、原則として過去に交付決定を受けた同一の展示会、見本市等への出展者は対象外です。

- (1) 展示会、見本市等へ出展しようとする中小企業者
- (2) 県内の中小企業者を主たる構成員とし、2以上の中小企業者の製品を出展しようとする次の団体
 - ア 事業協同組合等の団体
 - イ 任意団体で、設立目的、運営状況、永続状況等から判断して適当と認められるもの
(出展展示会等へは申請する名称(団体名)で出展してください。)

※助成対象者等の詳細は、「中小企業販路開拓助成金交付要綱」によります。

3 助成対象経費等 下表のとおり

区分	助成対象経費	助成額
海外展示会	主催者に支払う出展料及びその他対象経費(装飾料、通訳代、印刷製本費<外国語版パンフレット作成費用等)、運送費、渡航費) [消費税額を除く] ※詳細につきましては要綱をご確認下さい。	・出展料(小間料)及びその他対象経費合計の <u>2分の1以内の額</u> とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・ <u>750,000円を限度</u> とする。
国内(県外)展示会	主催者に支払う出展料 [消費税額を除く]	・出展料(小間料)の <u>3分の1以内の額</u> とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・ <u>200,000円を限度</u> とする。

4 その他

- (1) 申請者多数の場合は、条件を満たしていても助成額を減額する場合があります。
- (2) 同一年度における助成金の交付は1社1件(展示会、見本市等1回)に限ります。
(上半期分で交付決定を受けた者は申請できません。)
- (3) 事業終了後2年間、販路開拓状況について成果等の報告書の提出をお願いします。

詳細は下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

公益財団法人長野県中小企業振興センター マーケティング支援センター (担当: 高橋)
〒380-0928 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階
TEL 026-227-5013 FAX 026-228-2867 E-mail: matching@icon-nagano.or.jp